

議長	局長	次長	主幹	主査
		①	②	③

平成 29年 8月 14日

養父市議会議長 様

議員氏名 深澤 巧 ①

政務活動概要報告書






政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 活動月日 平成 29年 8月 8日 (火)
- 活動場所
(株) 地方議会総合研究所 主催 研修会
京都市南区 「京都テルサ 視聴覚室」
- 活動者氏名
深澤 巧
- 活動内容
廣瀬 和彦氏
(明治大学政治経済学部講師・元全国市議会議長会法制参事)
研修テーマ
「効果的な予算・決算審議を考える」
「議員が守るべき政治倫理とは」 2つの講義 受講

以上



議 長	局 長	次 長	主 幹	主 査
				

平成 29 年 8 月 16 日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 深 澤 巧 ⑩

研修成果報告書

養父市議会議員研修要項第 7 条の規定により、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時 平成 29 年 8 月 8 日 (火)
- 2 研修先 (株) 地方議会総合研究所主催 研修会
- 3 研修目的
 研修テーマ ①「効果的な予算・決算審議を考える」
 ②「議員が守るべき政治倫理とは」
 講師 廣瀬 和彦氏
 (明治大学政治経済学部講師・元全国市議会議長会法制参事)

4 成果 (具体的に)

①「効果的な予算・決算審議を考える」

予算と決算審査について基本的な知識の習得になった。

29 年地方自治法改正にある議員選出の監査委員については、原則今後も議会からも出すべきと考えるが、職責を果たせないような議員を名目的、当て職的に出すべきでない。執行機関の立場からチェックをかけ、その成果を議会にバックさせることができる人材が必要である、とのことであった。

加古川市議会のように、議会として決算時に独自に事務事業評価を行い次年度の予算編成に反映させるなどの審査が必要である、という指摘があった。



② 「議員が守るべき政治倫理とは」

政治倫理条例は議会内の政治倫理の自律性の確保、不祥事への抑止力として必要。

倫理条例の構成は

- 1 政治倫理基準の設定
- 2 資産公開制度の担保
- 3 問責制度の具体化

の3つを柱にして

- ① 政治倫理審査会の設置
- ② 住民による調査請求権の確保

の二つに実効性をもたせることが必要。

また、最近ではパワハラ、セクハラをはじめ薬物使用など新たな議員の行動規範が問われる事件が多様化している。このような一般倫理、コンプライアンス遵守違反にたいする事件が議会不信を招くことになっている。

(養父市議会での条例制定上の課題について)

- ① 政治倫理審査会を従来のように議員だけで構成したもので公平性が確保されるか。第三者機関として設置しなければ権威が保たれない、という強い指摘があった。市民意見等の反映をどのようにしていくのか、大きな課題である。
- ② 資産公開制度について合意を図れるのか。
- ③ 辞職勧告決議等の措置については、法的拘束力を得ないものであり、また、名誉棄損などの反訴の可能性がある。より、慎重に措置されなければならない。拘束力と議会の権威をどのように担保していくのか。
- ④ 将来、市長他の特別職等を含めた倫理条例の制定の方向性について。
第三者機関審査会の設置については、市全体の倫理条例の中でしか現実性がないと思われる。今後市全体の包括的な条例を制定させ、その下に今回の議員条例をぶら下げる方向性が必要である。

以上の課題があると受け止めた。

追記 二つの研修講義に延べ92名の参加があった。

以上